

《計画期間の延長について》

VI 本戦略の進め方・進行管理 …… (戦略P31抜粋)

本戦略を推進するとともに内容を絶えず見直していくために、本協議会を中心とした進行管理を行っていきます。その際、国による協議会や地域計画実施状況のフォローアップの取組にも対応することを念頭に置きます。

(1) 実施スケジュール

「別紙1」の図に示します。… (略)

なお、**本戦略の期間については**、改正タクシー特措法（平成26年1月27日施行）の附則にて「法律施行5年を経過した場合において、（中略）実施状況について検討を加え（中略）所要の措置を講じる」とされていることから、策定日から法律施行5年を経過した期間（**平成31年1月26日**）までとします。それ以降の取り扱いは別途、本協議会で決定します。※策定日…平成28年3月16日

延長(案)

- 平成29年10月1日 名古屋交通圏の「準特定地域」指定解除（法定協議会）
- 平成29年11月6日 協議会において、「準特定地域」指定解除に伴って法定協議会を任意協議会に移行するとともに、準特定地域計画「名古屋のタクシー日本一戦略」を任意計画として継続することを確認
- 改正タクシー特措法の適用を受けない（法的な制約は一切ない）前提ではあるが、平成31年1月26日までの計画（戦略）の実施期間を**2023年3月31日まで延長**する。